

2024 年度「埼玉発世界行き」冠奨学金 「水のマエザワ」東南アジア留学奨学金 募集要項

この奨学金は、[前澤工業株式会社](#)の御支援により設置されたものです。

1 趣 旨

「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」という前澤工業株式会社の経営理念に共感し、東南アジア^{※1} 諸国の発展に貢献する学習、研究を目的とした1か月以上^{※2}の海外留学^{※3}を実施する者に奨学金を支給します。

タイ、ベトナムを始めとする東南アジア諸国における水問題の解決に資する技術、政策、制度、法律、又は産業及び経済発展の方向性に関する学習、研究を希望する者を歓迎します。

水問題の解決に資する技術、政策、制度、法律に関係する学習、研究であれば、他の地域への留学を希望する場合も、奨学金支給の対象とします。

※1 東南アジアとは、タイ、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、カンボジア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ラオス、東ティモールの11か国をいいます。

※2 期間は、民法の定めに基づき計算します。

※3 大学又は公的な教育、研究機関への留学。

2 募集期間

2024年3月18日（月）～4月30日（火）23時59分

3 募集人員・選考方法

2名以内（書類・面接選考）

4 奨学金の給付額

50万円

5 応募資格

応募することができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

(1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者

(2) 2024年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者

ア 埼玉県内の大学等（大学、大学院、短期大学をいう。以下同様）に在籍している者。ただし、埼玉県内に在住し、日本の高校又は大学等を2024年3月に卒業した

者で、海外の大学等に進学する予定の者も対象とする。

イ 埼玉県外の大学等に在籍し、1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

ウ 埼玉県外の大学等に在籍し、保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

エ 大学等に在籍し、埼玉県に住所を有しない者のうち、当該大学等が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上*通学していた者

※新型コロナウイルス感染症の影響でリモート講義となった期間があっても差し支えありません。

(3) 2024年4月1日現在、18歳以上40歳未満の者

(4) 2024年4月1日～2025年3月31日の間に、1か月以上の留学を開始する者

(5) 卒業又は帰国後、県内企業に就職するなど県内で活躍する意思のある者

(6) 本奨学金の支援者である前澤工業株式会社に対する挨拶及び成果報告、帰国後のフォローアップ調査への回答など「奨学生の責務」（募集要項（全コース共通）の12参照）を全うする意思のある者

6 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

(1) 官公庁又は企業等の派遣による者

(2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者

(3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（短期大学以上の者は、高校生留学コースを除く）の給付を受けた留学を終了（学位を取得又は退学）した者、又は冠奨学金による奨学金を受けた者

7 応募方法

1の募集期間中に、下記のグローバル人材育成センター埼玉（以下、GGSという）のHPから奨学金申請システムへの応募申請に係る事項の登録と、応募資格を満たすことが確認できる書類のアップロードを済ませてください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

※システムへの登録と応募書類のアップロードが揃って応募が完了します。システム登録のみでは応募と認められませんので御注意ください。

8 応募申請に係る事項

ア 申請者情報（氏名、住所、留学先等）

イ 自己PR（700字以上、800字以内）

ウ 学習計画等（900字以内）

エ 小作文「埼玉親善大使として、留学先でどのように埼玉をPRするか」（400字以上 500字以内）（埼玉親善大使については下記8の（3）を参照）

オ 小論文（小論文のテーマはコースごとに違います。各コースの要項を参照）

9 応募資格を満たすことが確認できる書類

応募資格はコースによって異なります。各コースの要件を確認の上、該当する書類をアップロードしてください。なお、容量は1つのファイルにつき10MBが上限です。

1	写真 応募者の証明写真
2	応募資格を満たすことを確認できる書類 ①県内の大学等に在籍する者・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの。以下同様）・在学証明書 ②県外の大学等に在籍し、1年以上継続して埼玉県内に在住する者・住民票の写し（2024年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを確認できる書類）・在学証明書 ③県外の大学等に在籍し県外に在住している者で親が1年以上県内に在住している者・保護者等の住民票の写し（2024年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを確認できる書類）・保護者等との続柄が確認できる戸籍抄本等・在学証明書 ④大学等に在籍し県外に在住の者で当該大学が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上 通学していた者・県内にある大学キャンパスに2年以上通学したことを証明する書類・住民票の写し・在学証明書
3	留学先の海外大学等からの入学許可書（留学受入通知書）の写し ※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。 ※応募時点で発行されていない場合は、得られ次第提出してください。
4	低所得世帯の出身であることが確認できる書類（地域活躍コース、別紙の特例該当者のみ）

10 選考スケジュール

（1）書類選考

2024年6月14日（金）までに選考結果をお知らせします。

（2）面接選考

書類選考に合格した者に対して、6月下旬に実施します（場所：さいたま市内）。
面接実施日にすでに海外留学中である方に限り、オンラインによる面接も可能です。
詳細は面接選考対象者に通知します。

（3）最終選考結果

2024年7月19日（金）までに選考結果をお知らせします。

1 1 奨学金の支給

選考結果と共に交付請求の手続方法をお知らせします。奨学金は、奨学生又は保護者等の名義の円貨口座に振り込みます。

1 2 奨学生の責務

以下の責務を負います。責務が果たされない場合、支給した奨学金の返納を求められます。

(1) 壮行会・同窓会への参加

海外留学に出発する奨学生を送り出す壮行会と、帰国した奨学生との交流を図る同窓会を8月5日(月)に開催予定です。原則として、この日までに留学を開始している方以外は参加してください。会場はさいたま市内を予定しています。詳細については、奨学生決定者にお知らせします。

(2) 冠奨学金支援者への挨拶及び成果報告

ア 奨学生に決定後、出国前に冠奨学金の支援者である前澤工業株式会社に対し、次のいずれかの方法で挨拶を行うこと。

(ア) 壮行会((1)参照)で対面

(イ) 前澤工業株式会社を訪問

※ただし、すでに留学中で海外に滞在中の方は、オンラインや手紙等代替手段の活用によっても可。

イ 帰国後には前澤工業株式会社を訪問し、成果を報告すること。

(3) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出するなど、本県の国際交流の推進に御協力ください。

(参考) 埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/saitamashinzentaishireport.html>

(4) 報告書等の提出

留学終了後60日以内に、以下の書類を電子データ(Word又はPDF)で提出してください。

ア 留学等修了報告書(様式)

イ 修学レポート「留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくか」(学位取得コース及び冠奨学金コースは4,000字以上、地域活躍コース及び高校生留学コースは2,000字以上)

(5) 帰国後のフォローアップ調査への回答

「埼玉発世界行き」奨学金の原資は埼玉県民の貴重な税金や企業・篤志家の方からの御寄附です。そのため、奨学生OB・OGの活躍状況を把握し、フォローアップや今後の施策への活用、寄附者へのフィードバックを行う必要があります。

ついては、毎年1回調査を行いますので、奨学金支給年度の翌年度から5年間は必ず回答してください。5年目以降についても、進路状況等をフォローアップするため調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、御協力ください。

(6) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」(「埼玉発世界行き」奨学生同窓会)への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。奨学生は、同ネットワークの会員となります(加入手続はGGSが行いますので個人の手続は不要です)。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

(参考) グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

(7) 「就職マッチング&フォローアップシステム」への登録

海外展開に力を入れている県内企業と学生をつなぐ就職マッチングサイトです。GGSが運用しています。奨学生には同システムに登録いただきます(仮登録手続きはGGSが行いますので本登録の手続をお願いします)。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

(参考) 就職マッチング&フォローアップシステムのホームページ

<https://ggs-jobmatch.jp/>

(8) 国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県やGGSが実施する事業への協力をお願いします。

(9) 社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

13 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求められます。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書・誓約書等の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき

- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 卒業の見込みがなくなったとき
- (6) 各コースが定める留学期間の条件を満たさず途中帰国したとき
- (7) 「8 奨学生の責務」を果たさないとき
- (8) 留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき（但し、天変地異等やむを得ない場合を除く）
- (9) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1 4 応募書類等に記載された個人情報の利用について

公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める特定個人情報取扱規程（平成 27 年 10 月 1 日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

なお、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、グローバル人材育成事業及び冠企業の広報等のため、公益財団法人埼玉県国際交流協会又は冠企業の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1 5 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1 6 その他の注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、GGS 及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問合せには一切応じません。
- (4) この要項において、大学、大学院、短期大学、高等学校とは学校教育法に定めるものを言います。

1 7 お問い合わせ

ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県国際交流協会 グローバル人材育成センター埼玉

電話番号 048-833-2995

Email global@sia1.jp